

新潟県教育旅行誘致促進事業補助金 交付要綱概要

【対象期間】

《第一次》令和5年4月1日（土）～ 令和5年9月30日（土）
《第二次》令和5年10月1日（日）～ 令和6年3月31日（日）
上記の期間に実施及び完了する教育旅行

【対象者】

県外学校（小学校、中学校、高校等）、旅行会社等

【対象旅行】

新潟県外を発地とした、県内で宿泊を伴う教育旅行



対象外となる場合

- ・ 過去に新潟県内で教育旅行を行った学校
→ 貸切バス代への補助の場合：前年度
→ 生徒宿泊費への補助の場合：直近3箇年度
- ・ 学校の部活動やクラブ活動による、合宿や大会への参加に伴う宿泊
- ・ 学校の教員以外が引率する場合

【申請期間】

《第一次》令和5年5月19日（金）～ 令和5年8月31日（木）

第二次については9月ごろに改めて通知します

【補助内容】

	貸切バス	県内での生徒宿泊代
補助額	1台当たり経費の1/2	生徒1人泊当たり750円
上限額	1台8万円、1団体40万円	上限なし
条件	1台当たり20人以上の利用 コロナ対策による分乗のため、20人未満となる場合など、状況によって20人未満も可とする。	

【その他補助条件】

- 他補助金との合計額が、経費の総額を超えない範囲で併用可
（県のお他補助金との併用は不可）
- 前年度または直近3箇年度の間に、県内への修学旅行を実施していた学校でも、新たな旅行内容での申請であれば対象
- 申請は1学校1申請